# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 12 | 子ども医療費助成に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大河原町は、子ども医療費助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

宮城県　大河原町長

## 公表日

令和8年11月1日

［令和7年5月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 子ども医療費助成に関する事務 |
| ②事務の概要 | 大河原町子ども医療費助成の助成に関する条例に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br>・受給資格の登録・更新等の申請に係る審査及び決定に関する事務<br>・受給者証の交付に関する事務<br>・助成の決定及び交付に関する事務<br><br>子ども医療費助成に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。<br><br><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務><br>・情報連携のため、本町は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。<br>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。<br>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 |
| ③システムの名称 | 1. 子ども医療費助成システム<br>2. 団体内統合宛名システム<br>3. 中間サーバー<br>4. Public Medical Hub(PMH) |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 子ども医療費情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>（平成25年5月31日法律第27号）<br>・番号法第9条第2項<br>2. 大河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例<br>3. 番号法第19条第6号 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | （情報照会の根拠）<br>・番号法第19条第15号及び委員会規則の当該条項<br><br>（情報提供の根拠）<br>・なし | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 子ども家庭課 |
| ②所属長の役職名 | 子ども家庭課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| ― |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 郵便番号989-1295<br>住所：宮城県柴田郡大河原町字新南19番地<br>大河原町総務課<br>電話：0224-53-2111 |
| **8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| 連絡先 | 郵便番号989-1295<br>住所：宮城県柴田郡大河原町字新南19番地<br>大河原町子ども家庭課　電話：0224-53-2251 |
| **9. 規則第9条第2項の適用** | [　　]適用した |
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | |
|---|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年4月1日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年4月1日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ　リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [　　基礎項目評価書　　] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |

| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない | | |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[ ○ ]提供・移転しない | | |
|---|---|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　]接続しない（入手）　　[　]接続しない（提供） | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12 月18 日デジタル庁）の留意事項等を遵守し、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことを徹底している。 | |

| 9. 監査 | | |
|---|---|---|
| 実施の有無 | [　　] 自己点検　　[ ○ ] 内部監査　　[　　] 外部監査 | |
| **10. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| **11. 最も優先度が高いと考えられる対策** | **[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する** | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 9) 従業者に対する教育・啓発　　]<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、社会保障・税番号制度および情報セキュリティの研修受講を推奨している。<br>また、庁内で漏えい等の事案が発生した際等には、再発防止策の周知の実施及び必要に応じて内部監査の実施を行うこととしている。<br>これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。 | |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和1年6月26日 | Ⅰ　関連情報<br>5．評価実施機関における担 | 町民生活課 | 子ども家庭課 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | Ⅰ　関連情報<br>5．評価実施機関における担 | 町民生活課長　遠藤　和彦 | 子ども家庭課長 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | Ⅰ　関連情報<br>8．特定個人情報ファイルの | 郵便番号989-1295<br>住所：宮城県柴田郡大河原町字新南19番地 | 郵便番号989-1295<br>住所：宮城県柴田郡大河原町字新南19番地 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数 | 平成28年12月28日　時点 | 平成31年6月1日　時点 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数 | 平成28年12月28日　時点 | 平成31年6月1日　時点 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | Ⅳ　リスク対策 | なし | 項目新設 | 事後 | |
| 令和3年8月6日 | Ⅰ　関連情報<br>4．情報提供ネットワークシス | 番号法第19条第14号及び委員会規則の当該条項 | 番号法第19条第15号及び委員会規則の当該条項 | 事後 | |
| 令和7年10月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数 | 平成31年6月1日　時点 | 令和7年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和7年10月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数 | 平成31年6月1日　時点 | 令和7年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和7年10月1日 | Ⅳ　リスク対策<br>8．人手を介在させる作業 | なし | 項目新設 | 事後 | 新様式への対応 |
| 令和7年10月1日 | Ⅳ　リスク対策<br>10．従業者に対する教育・啓 | なし | 項目新設 | 事後 | 新様式への対応 |
| 令和7年10月1日 | Ⅳ　リスク対策<br>11．最も優先度が高いと考えられる対策 | なし | 項目新設 | 事後 | 新様式への対応 |
| 令和8年4月1日 | Ⅰ　関連情報<br>1．特定個人情報ファイルを | 大河原町子ども医療費助成の助成に関する条例に基づき、特定個人情報を以下の事務で取 | 大河原町子ども医療費助成の助成に関する条例に基づき、特定個人情報を以下の事務で取 | 事前 | デジタル庁からの提供による |
| 令和8年4月1日 | Ⅰ　関連情報<br>1．特定個人情報ファイルを | 1．子ども医療費助成システム<br>2．団体内統合宛名システム | 1．子ども医療費助成システム<br>2．団体内統合宛名システム | 事前 | デジタル庁からの提供による |
| 令和8年4月1日 | Ⅰ　関連情報<br>3．個人番号の利用 | 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） | 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） | 事前 | PMH開始に伴う変更 |
| 令和8年4月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数 | 令和7年4月1日　時点 | 令和8年4月1日　時点 | 事前 | PMH開始に伴う変更 |
| 令和8年4月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数 | 令和7年4月1日　時点 | 令和8年4月1日　時点 | 事前 | PMH開始に伴う変更 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |